

成蹊中学・高等学校部活動に関する規則

2020.03.23

成蹊中学・高等学校

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊中学・高等学校（以下「学校」という。）の生徒の学業と部活動のバランスを確保し、学校として部活動における生徒の安全を確保するために必要となる原則的な基準を定める。

(部活動の目的)

第2条 学校は、部活動の目的を以下のとおりとし、思春期に於ける人格形成に深く関与する機会を多く内包することを認め、これを奨励する。

- (1) 特技・才能・個性の発見・伸長
- (2) 自由意志による活動が内包する自律と自立の育成
- (3) 学校内における異年齢関係の学習
- (4) 成績を基準としない人間関係の構築
- (5) 引き継ぐ力の育成

(学校の役割)

第3条 学校は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）、及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁）等に則り、生徒の心身の健康管理に努めるとともに、施設・設備による事故の防止、体罰・ハラスメントの根絶等を図る。

2 学校は、「熱中症予防運動指数」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、安全な部活動が行われるよう配慮する。

(顧問の役割)

第4条 顧問は、規則の趣旨、活動の目的及び学校の役割を理解・遵守し、生徒自身が部活動の意義等を自らのものとして、自主、自立、自律の精神を育むよう指導するものとする。

2 顧問は、生徒の家庭生活と部活動、学業と部活動のバランスに配慮するとともに、保護者と生徒の部活動に対する理解状況を把握し、意思の疎通を図りながら活動するものとする。

3 顧問は、部活動が行事、委員会、HR及びその他の諸活動に優先するものでないことを理解するとともに、生徒の参加については、原則として家庭の選択権を尊重する。

4 顧問は、公式試合などを含めた月間を含む年間の活動予定表を学校に提出し、校長はそれを確認する。書式は別に定める。

5 公式試合は学校の業務として活動を行う。

(活動日及び活動日数)

第5条 週日の活動日は、月曜日から土曜日までとし、原則として日曜日には活動はしない。

2 週日の部活動の日数は、中学は週4日以内、高校は週5日以内とする。

3 休日（日曜日・祝日・その他学校が定める休日をいう。以下同じ。）に活動するときは、事前に必ず届を提出し、顧問が付き添うものとする。

4 中学で週4日、高校で週5日活動している部が、休日に公式試合や練習試合などで活動した場合は、1週間以内の活動日に1日の代休を設定する。

5 長期休業中の取扱いについては、第7条に定める。

(活動時間)

第6条 練習時間は、月曜日から金曜日までは概ね2時間程度、土曜日及び休日は、3時間程度までとし、練習試合もこれに準じる。

- 2 高校の活動において、施設使用の関係で、他の部との練習時間の重複が避けられない場合は、土曜日のみ、1時間の範囲内で下校時刻の延長を認める。
- 3 中学・高校ともに「朝練」は禁止する。
- 4 長期休業中の取扱いについては、次条に定める。

(長期休業中の活動)

- 第7条** 長期休業中(夏期・冬期・春期の休みをいう。以下同じ。)の活動は、週日の活動日と同様に、中学は週4日、高校は週5日以内となるように配慮し、合宿を除き、原則として休日には活動しない。
- 2 夏期休業日の活動日数は、合宿や公式試合、練習試合等を含め、原則として、中学は27日以内、高校は32日以内とする。固有の事由がある場合は、校長に申し出て許可を求める。
 - 3 1日の活動時間は、原則として、3時間程度とする。
 - 4 特に夏期・冬期の長期休業中は、1週間程度のまとまった休みを確保する。

(合宿)

- 第8条** 合宿の回数は、中学・高校とも年間で2回までとし、1回の合宿は最長6泊までとする。
- 2 合宿の泊数は、年間で中学6泊、高校10泊までとする。

(部活動指導員)

- 第9条** 部活動指導員については、別に定める。

(規則の準用)

- 第10条** 学校は、部活動以外の委員会活動その他の生徒の課外活動においても、この規則を準用し、生徒の学業と活動のバランスの確保等に留意するものとする。

(規則の改廃)

- 第11条** この規則の改廃は、企画運営調整会議の議を経て校長が行う。

附 則 (2020年3月23日一部改正)

- 1 この規則は、将来構想準備室全人教育分科会による内規(2005年3月19日作成)を元に改正したものである。
- 2 この規則は、2020年4月1日から施行する。